

セブン銀行普通預金規定（法人）／普通預金（決済用）に関する特約事項（抜粋）

以下の条項を一部追加・変更いたします。[下線部を追加・変更箇所]

旧	新
<p>第 16 条 口座の解約等</p> <p>【1 省略】</p> <p>【2(1)～(9) 省略】</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 16 条 口座の解約等</p> <p>【1 省略】 (現行とおり)</p> <p>【2(1)～(9) 省略】 (現行とおり)</p> <p>(10) <u>口座がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められるとき</u></p> <p>3. <u>次の各号のいずれか1つでも該当した場合、当社は、お客さまに提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。正当な理由なく指定した期限までに当社へご回答・ご連絡をいただけない場合には、口座を解約、または本規定に基づく取引の全部もしくは一部について制限または停止させていただくことがあります。</u></p> <p><u>また、当社へご回答いただけない場合として、お届けの住所に発送したご本人さまを確認できる書類等の提出を求める通知書等が当社に返送された場合およびお届けの電話番号に連絡が取れない場合も含みます。なお、これらによってお客さまに損害が生じても、当社は一切責任を負いません。</u></p> <p><u>(1)お客さまの情報および具体的な取引の内容等を適切に管理するため当社が必要と認めたとき</u></p> <p><u>(2)前号に掲げるほか、法令等に基づくまたは当社が必要と認めたとき</u></p>

<p>(新設)</p>	<p>4. <u>前項の各種確認や資料の提出の依頼に対するお客さまの回答、具体的な取引の内容、お客さまの説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合、または本規定等に違反するおそれなどの取引の全部または一部を制限すべき相当な事由があると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限させていただくことがあります。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>5. <u>前2項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客さまからの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれ、または本規定等に違反するおそれなどの取引の全部または一部を制限すべき相当な事由が合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は当該取引等の制限を解除いたします。</u></p>
<p>3. 解約によりご返却する資金が発生した場合には、契約者が指定する当社もしくは当社以外の金融機関口座へ振込を行うことで、契約者に対する一切の責を免れるものとします。</p>	<p>6. 解約によりご返却する資金が発生した場合には、契約者が指定する当社もしくは当社以外の金融機関口座へ振込を行うことで、契約者に対する一切の責を免れるものとします。</p>

以上